

Newsletter

環太平洋法曹協会日本弁護士の手紙

お問い合わせ: IPBA 事務局 〒106-0032 東京都港区六本木 6-2-31 六本木ヒルズノースタワー7階
Tel.: 03-5786-6796 Fax.: 03-5786-6778 E-mail: ipba@tga.co.jp Website: www.ipba.org

IPBA 第 15 回バリ会議を振り返って



2005 年 5 月 4 日 オープニングセレモニー
インドネシア ユドヨノ大統領

IPBAバリ大会の思い出

IPBA Committee Coordinator

國谷 史朗

私にとってインドネシアは3回目、バリは2回目の訪問でした。同じ事務所の4人の弁護士とともに参加しました。前回のバリ訪問は、約10年前で、家族で休暇中に訪れ、浜辺でのんびりし、バリのローカル食を楽しみ、寺院めぐりや山間地への観光などをしてゆっくりと過ごしました。久しぶりのバリは、ディスコでの爆破事件の記憶があったため、警備上の問題があるのではないかと考えていましたが、雰囲気的には、そのような物々しさはなく、ゆったりと過ごすことが出来ました。今回は、IPBAの会議参加ということもあり、浜辺でゆっくりしたり、あちこち

を観光したりする時間はありませんでしたが、私の趣味でもある、早朝ジョギングは十分に楽しめました。主催ホテルウェスティンリゾートヌサドゥアバリホテルのビーチを出て海岸沿いに行っつかのホテルのプライベートビーチをつなぐような形で散歩道が整備されており、早朝日の出とともに浜辺を走るのは実に気持ちのよいものでした。(そのうち二日ほどは、前の晩かなり遅くまで日本人弁護士数名と飲み、そのせいもあって、二日酔い気味ではあったのですが)

今回のバリ大会で最も印象に残ったのは、何と言っても、インドネシアの大統領(ユドヨノ大統領)のスピーチでした。政権トップのスピーチは台湾の李総統のスピーチ(IPBA 第二回大会)以来久しぶりでしたが、日本の総理大臣のスピーチとは大違いでした。まず英語が大変上手かった。軍人出身と聞いていたので、現地語で堅い話に終始するのか、原稿を棒読みするのかとあまり期待していなかったのですが、いきなり気の利いたジョークを交えながらの流暢な英語で会話を始め、出席者をたちどころに魅了してしまいました。日本にも、いつの日か聴衆を魅了するスピーチを英語で出来る総理大臣が誕生するのでしょうか。大統領は、世界でも最もひどいと言われているインドネシア官僚の贈収賄防止に本気で取り組むこと、そのためには法制度の整備とともに、法律実務家である弁護士の協力が欠かせないことなどに熱弁を振るい、マスコミも映像に収め、カメラのシャッターを切っていました。確かに、インドネシアでは汚職がひどく、汚職がインドネシア社会経済を歪めているといってもおかしくはない状

態ですから、大統領がわざわざ弁護士の集まりである IPBA の大会に参加して熱弁を振るう気になった気持ちもわからないではありません。

インドネシアの弁護士といえば、今回のバリ大会に参加した弁護士の中には若い弁護士も多く、特に女性の元気のよさには頼もしさを感じるところがありました。シンガポール、マレーシアなどの弁護士とは、距離的にも文化的にも近いせいか、ランチやディナーの席でも非常に話が弾んでおり、アジアのこの地域での一体性を見せつけられました。仕事柄、インドネシアの弁護士ともある程度の付き合いはあったのですが、バリ大会に参加している若い弁護士を見ていると、考えていた以上にビジネス法のセンスをもった層が育ちつつあるように感じられました。

私は IPBA の Deputy Committee Coordinator (バリ大会終了時点からは Committee Coordinator) の役柄上、すべてのセミナーに顔を出し、出席者の状況、スピーカーの話し振りなどを見て回らなければなりませんでした。概ね各 committee のセミナーは上手く運営されており、盛況でした。正直なところ、皆浜辺に出てしまっ、セミナーはがらがらではないかと心配していたのですが、杞憂に終わりました。例えば、Banking, Finance & Securities Committee と Insolvency Law Committee のジョイントセッションでは、100 人余りの出席者があり、熱気にあふれていました。Tax Law, Environmental Law, Maritime Law などの特殊な専門的分野を扱う committee のセミナーにおいては、さすがに、出席者はあまり多くありませんでしたが(10~20 名程度)、専門的であるがゆえに、出席者の質疑応答など、内容も濃いものがあったと感じました。例えば、Environmental Law Committee では、アンダーソン・毛利・友常事務所の江崎弁護士がスピーカーとして登場し、京都議定書に基づく諸問題や排出権取引について発表され、私も、個人的に京都議定書の問題に大変興味があったので、楽しみながら勉強させてもらいました。アメリカ人のスピーカーが、アメリカ的視野から発言した時には、出席者の

中から、アメリカ人的発想には感情的に許せないものがあるとの厳しい発言があり、環境問題に対する態度の違いが浮き彫りになりました。私も、アメリカの自動車産業が訴訟に訴えて厳しい環境基準を骨抜きにしようと攻撃しているようだが、そんなことをしているとますます日本の自動車メーカーに負けてしまうのではないかというような観点から質問をさせてもらいました。

大会最後のディナーは、岩場を切り開いた幻想的な山間部の会場での設定で、バリ独特のダンスや叫び声を聞きながら、ビール、ワイン、インドネシア料理を十分楽しませてもらいました。私は IPBA の第一回から毎回出席させていただいていますが、出席するたびに新しい友人が増え、旧友との再会に加え輪がどんどん広がっていき、仕事面でも、プライベートな面でも大変よかったと思っていますし、また毎回楽しみにしています。来年のシドニー大会では、久しぶりのオーストラリアをまた楽しませてもらうと思っています。

バリについて

伊藤 亮介

バリという名で行く前に想像していたのは「地上の楽園」だった。しかし、デンパサールの空港に夕方到着して人いきれの中に立った時、やはり東南アジアの一都市にすぎないと感じた。そこからタクシーでヌサドゥアの地域に入り、窓から沿岸沿いの作られた美を見たとき、これがいわゆるバリかと思った。そこから会う人すべてが妙に人なつっこいというか、親切だった。お金めあてかなと思っていたら、どうもそれだけではないらしい。バリの色々な人と話していると、彼らの考えがヒンズー教に根付いているようだ。バリのヒンズー教というのは、インドのヒンズー教とは少し異なるようで、どうも善と悪が共存しているらしい。一定の場合うそを言ってもいいし、また、勧善懲悪でもない。踊りを見ていると、善の神も悪の神も生き残って終わる。これは、実に現実的でいい。

また、バリの人々はジャワ人が嫌いで、バリとジャワの間に橋を作る計画があるが、反対している。それは、どうも宗教の違いだけではないらしい。ジャワ人が来ると犯罪が増えるという。バリ人は土着の人が多いため、悪いことはできないらしい。悪事すると死んでから骨が黒くなるとも言っていた。ということで、バリではそれほど危ない目にも会わず、安い物価とおいしい食事を満喫し、戻ってきた。その意味ではやはり楽園であった。



IPBA バリ大会に参加して

茅野 みつる

第15回 IPBA 年次総会に出席し、以下3つの目的を達成したことを、簡単にご報告させて頂く。

1. 他社社内弁護士(コーポレート・カウンセラー)との意見交換
2. ホスト国インドネシアの法律に関する情報収集
3. 参加弁護士との交流

他社弁護士との意見交換

今年の Corporate Counsel Forum(社内弁護士フォーラム)は、「The Role of Corporate Counsel in Corporate Governance & Social Responsibility; Outside Counsel – Inhouse Counsel Partnership」(コーポレートガバナンス及び企業の社会的責任に関する社内弁護士の役割、及び社内弁護士と外

部弁護士の協力関係)という、重要且つ複雑なテーマを議論の対象とした。

本フォーラムは6人のパネリストがプレゼンテーションをし、会場から質問を受けることを当初想定していたが、予想以上に活発なディスカッションが双方向に展開され、「フォーラム」という名に相応しいものとなった。私は、パネリストとして伊藤忠における法務部の組織上の位置付け(即ち、営業部に属するのではなく、総本社の一部として存在)及び機能(即ち、営業課を支援するアクセラレーション機能と案件審査するブレーキ機能)について企業統治の観点から説明した。米国の Sarbanes - Oxley 法上の責任を含め、企業統治に関する社内弁護士の役割(責任)が変化するグローバル化時代、他パネリスト(General Motors の社内弁護士、香港政庁の弁護士等)及び参加者と法務部のファンクションについて意見・情報交換できたことは、法務部の将来を考えるにあたり、大変に参考となった。

インドネシア法令動向

開催地が Bali であった為、ジャカルタからの弁護士が多く参加した。インドネシア法に関する情報は、インドネシア・プロジェクトに携わっていない限り、日本にいるとなかなか入手できないものである。しかし、公式のセッション及び非公式の会話を通じて、インドネシアの法環境をより身近に感じることができた。アジア最大の債務リストラと言われる APP 社再建含め、昨今のインドネシアにおける大型私的整理については、新聞でも報道されていたが、これらを担当した弁護士からインドネシアの破産制度・私的整理について最新の情報を入手できた。また、知り合いの弁護士は、贈賄を撲滅するためにインドネシア政府がいかに取り組んでいるかについて語ってくれた。

参加弁護士との交流

毎年ホスト国の企画には感心するが、今年も Bali の魅力を最大限活かした催しものが用意された。Gala ディナーでは、美味しいインドネシア料理

を食べながら、Bali 民族舞踊を堪能した。いつもは
厳しい仕事ぶりしか知らない弁護士が、美しい舞
踏家に混じってにこやかに Bali ダンスをしている姿
を見て心 and だ。旧知の参加者とはより親睦を深
めることができ、また、交流の輪を広げられた。

* * *

IPBA に出席する前は仕事に追われ、年次総会
に出席できるか不安であった。しかし、Bali という開
催地の魅力に惹かれて参加してみると、上記の通
り、新しい知識を豊富に吸収でき、有意義な4日間
であった。来年はシドニーで開催とのことであり、今
から参加を楽しみにしている。

事務総長に選ばれて

IPBA Secretary-General

中元 紘一郎

私は、今年度の総会で事務総長 (Secretary-
General) に選ばれました。とても光栄に感じておりま
すが、質・量ともに大変な重責で身の引き締まる思
いがします。

Secretary-General の最初の重要な仕事の1つは、
IPBA Journal のために Secretary-General's Report
を作成することです。そこに、私が兼ねてから感じ
ていたことを率直に書きましたが、その一部をここに
ご紹介します。

言葉の問題

IPBA はその名の通り、環太平洋諸国の弁護士
であるメンバーが中心になって構成されている団体
です。その国々の中には米国、シンガポール、オ
ーストラリア、ニュージーランドその他英語が国語にな
っている国もあれば、日本、中国、韓国、台湾、そ
他英語以外の言語が国語である国もあります。

しかも英語圏の国々のメンバーの喋る英語の発
音は、日本の中学、高校で教えられている英語の

発音とは相当違っているものもあり、またそのスピー
ドもかなり速いようです。その結果か、会議や会合
では、英語圏のメンバーの発言がより多く聞かれる
ことになってしまいます。私は、自分
の能力のなさをさらけ出すようですが、IPBA の会議
や会合において、英語圏のメンバーは、できる限り
ゆっくり、はっきりと又なまりを避けて英語を話すよ
うにして下さいと、恥を忍んで敢えて提言しました。そ
のことによって、英語圏のメンバー以外の人があど
し議論に参加できるようになれば、と期待しており
ます。

文化と通信手段の問題

近時の通信手段の発達 はめざましく、email など
を通じて低コストでスピーディーにコミュニケーション
ができるようになりました。それに対して、文化の発
達は、悠然としたものであり、又文化そのものを充
分に理解することは、email のような発達した通信
手段を以てしても容易ではありません。

このような観点からすると、IPBA の存在価値は
大きいと思います。年次総会に出席すると、色々な
イベントを通じてそのホスト国の文化を色々な角度
から見詰め、理解することができます。まさに「百聞
は一見に如かず」という諺どおりです。しかも、ホスト
国のメンバーやそれ以外の諸国のメンバーに一時
に数多く接することができ、そのメンバーの国の文
化、法制度などをその国の弁護士から直接聞くこと
ができます。

こうした形で生まれる友人・知人は、今後の仕事
に色々な面で大いに役に立つ存在となることでは
しょう。またこうして一度親しく知り合った face-to-face
の関係は、未長く続き、又国際法律事務にかかわ
る弁護士にとって極めて貴重な財産になることと思
います。

そういう意味で、これから伸びていく若手の国際
弁護士こそ IPBA から大きな価値をゲットしていくこ
とができると思います。(2005年6月記)

(了)